

## マルチリンガル動画制作業務委託 仕様書

本事業は、仕様書に基づき実施するものとする。記載のない事項については、請負金額の範囲内で市監督職員の指示に従うこと。

### 1 事業名称

マルチリンガル動画制作業務委託

### 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

### 3 事業場所

松戸市経済振興部文化観光国際課が指定する場所

### 4 目的

- (1) 本市の制度やサービスに関する動画を多言語で制作し、本市在住外国人への情報提供の充実を図ること
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止による海外渡航規制を背景に、訪日外国人が減少していることを受け、訪日外国人誘致推進事業に対する機運の維持し、市内の観光関連事業者を支援するため、市内観光地及び特産品の販促に関する動画を多言語で制作し、本市のプロモーションを行うこと

### 6 委託業務

本事業は、動画の企画、提案、出演者の交渉から下記制作物の作製までにかかる一切の業務を委託するものである。なお、制作に係る企画、構成立案、素材調達、著作権等の権利関係処理、取材、出演交渉、音楽選定及びこれらに付随する業務一式を履行すること。

### 7 企画の内容等について

受託者は、契約締結後、速やかに下記(1)及び(2)に関する動画の計画書・絵コンテを提出し、委託者の承認を受けること。

#### (1) 行政の制度に関する動画

##### ア 内容

本市が提供する制度についての案内、申請書の記入方法及び提出方法、防災・緊急時の対応、そのほか本市が指示する内容

##### イ 動画尺及び制作本数

1本あたり3分程度とし、最大10本制作。

フレームレートは30fps。本編の最初と最後の0.5秒は無音とすること。

##### ウ 制作言語

日本語で撮影し、英語、中国語、ベトナム語の字幕及びナレーションを付けること。

#### (2) 本市の魅力PR動画

## ア 内容

本市の観光地及び特産品の紹介、海外都市との交流、そのほか本市が指示する内容

## イ 動画尺及び制作本数

1本あたり1分から2分の動画とし、最大10本制作。

フレームレートは30fps。本編の最初と最後の0.5秒は無音とすること。

## ウ 制作言語

英語で撮影し、日本語、中国語の字幕及びナレーションを付けること。

## 8 制作について

### (1) 映像サイズ及び動画形式

#### ア 動画形式:実写

#### イ 映像サイズ・形式

(ア) フルハイビジョン(1920×1080pix)、MPEG2形式

(イ) バナー枠素材データ(静止画)1389pix×290pix

### (2) 制作スケジュール

撮影日及び撮影日数など制作スケジュールは、契約締結後すみやかに両者協議のうえ決定すること。

### (3) 制作会議

動画制作にあたり、委託者と受託者で制作会議を開催する。開催日時については、両者協議の上、決定する。

### (4) 出演者、協力者等について

ア 受託者は、7(1)における日本人出演者、協力者等の肖像権、及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、放映しようとする媒体や松戸市ホームページ、YouTubeなどの媒体で配信することの同意を得るとともに、必要に応じて委託料の範囲で料金を支払う。7(2)における外国人出演者の手配については、松戸市が行う。但し、請負金額内でタレントの手配が困難な場合は、松戸市の職員等が出演することを協議する。

イ タレントを出演させる場合、動画の制作および使用にあたり、タレントとしてのイメージを毀損しないように配慮する。

ウ タレントの所属する所属事務所は松戸市の社会的イメージおよび品位を尊重しその言動に配慮し、所属事務所の責任においてタレントを管理、監督する。

エ 出演者が事故、病気、または天変地異等、出演者の責に帰せられない事由により出演が不能となった場合、または、その事由により本契約の目的が達成できなくなった場合、委託者・受託者間で協議し処理解決する。

### (5) 撮影・編集(映像編集、キャプション入力等)

ア 撮影後、速やかに編集し、編集データを委託者に提出する。素材については松戸市から提供する松戸市シンボルマークやキャンペーンマーク等も使用すること。

イ 本編集前に、受託者・委託者双方が出席する試写会にてプレビューを行う。プレビュー後の映像修正回数は2回までとする。委託者による編集データ確認後、編集データの修正及び音楽・ナレーション等を挿入する。

ウ 本編集後の修正は不可とし、やむを得ず修正する場合は、納期の変更等を前提として、協議のうえ行うものとする。但し、本編集後の修正は修正回数の2回に含めないものとする。

エ 外国人に対して効果的な案内を行うため、より多くの視認効果が期待される構成・デザインにし、創意工夫を凝らすこと。

## 9 企画に当たっての留意点

本動画の制作にあたり、次の事項を遵守すること。

- (1) 他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 一般の方が不快に感ずるイメージ、言葉、その他の表現でないこと。
- (3) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。

## 10 著作権等

- (1) 著作権等の権利関係は、受託者が処理すること。
- (2) 企画提案時に著作権を処理する範囲などの考え方を示したうえで、委託者の了承を得ること。

## 11 知的財産権について

本業務委託に伴い発生した一切の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、松戸市に帰属する。また、著作者人格権は行使しないこととする。

## 12 制作物納品

受託者は、次の成果物を委託者に指定期日までに納品する。納品された映像は、市公式動画サイトや SNS (Twitter・Facebook 等) でも公開できるものとする。

- (1) 動画が映像データ (MPEG2) として収録された DVD 2枚
- (2) 動画が収録された DVD (オーサリング処理済み) 2枚
- (3) 動画が収録されたブルーレイディスク (オーサリング処理済み) 2枚

## 13 検査・支払

### (1) 制作検査

ア 検査は、委託者が行う試写会で実施する。試写会には受託者も必ず出席する。

イ 試写にて瑕疵が発覚した場合は再度編集作業を行う。

ウ 再納品後は、再度、試写する。

エ 検査に合格するまでアからウの手続きを繰り返し行う。

### (2) 支払い

検査合格後、受託者の請求により一括で支払う。

## 14 その他

- (1) 契約金額には、本件履行にかかる一切の費用を含む。
- (2) 本業務委託により知り得た個人情報、別紙個人情報保護の趣旨の規定を順守し、業務の遂行にあたっては市民の権利、利害を侵害することのないように努めなければならない。
- (3) 受託者は、業務の遂行に必要な場合を除き、市の承諾なく成果品 (未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む) を他人に閲覧・複写または、譲渡してはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義のあるときは、委託者・受託者間で協議の上決定する。